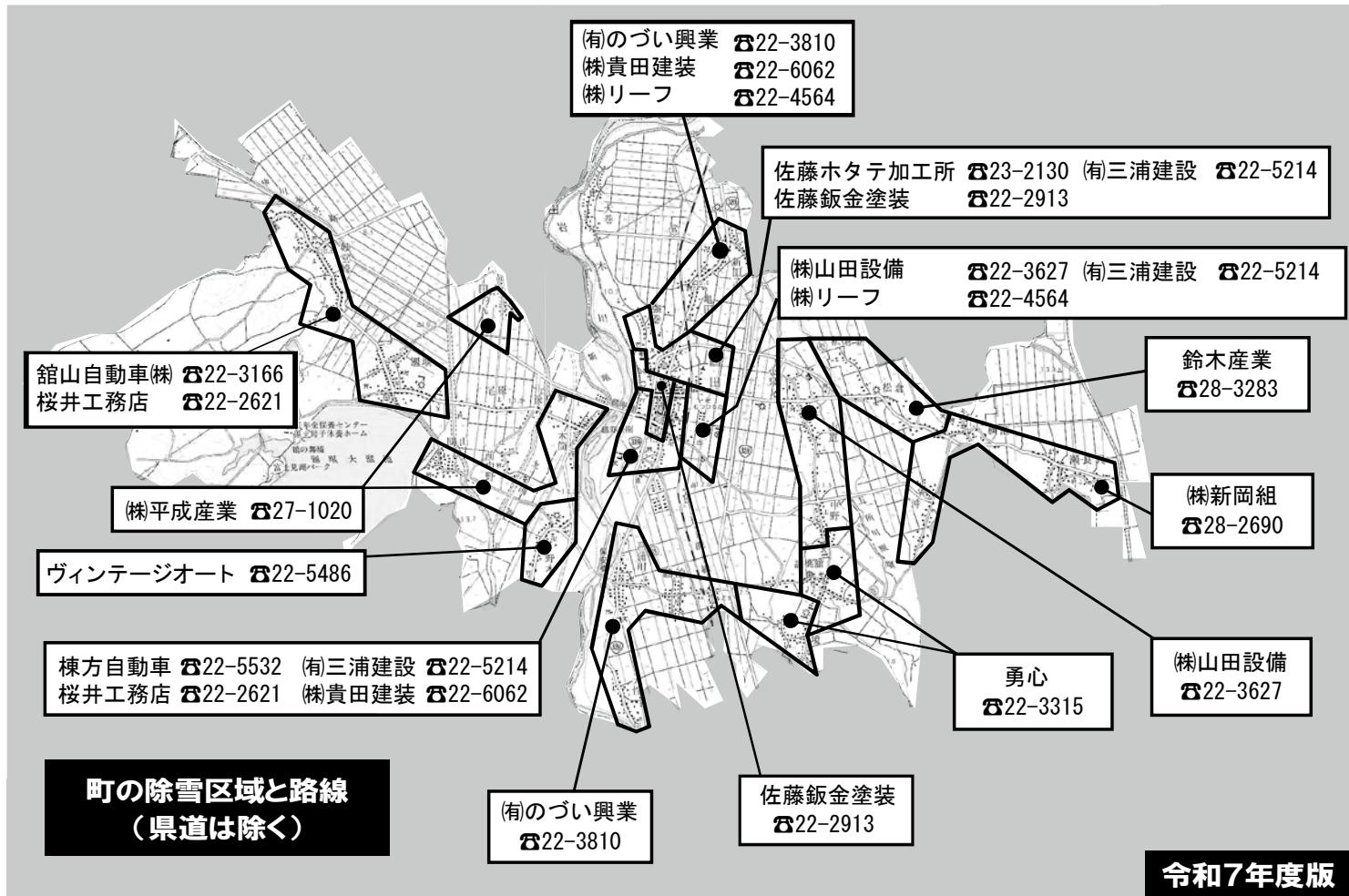


雪の季節を安全・快適に乗り切る

■除雪に関する問い合わせ

建設整備課 土木係 ☎ 0173-22-2111



令和7年度版

除雪概要

出動基準

- 降雪量が 10cm 以上になったときや予想されるとき
- 路面状況や地吹雪などによる交通に支障があると判断したとき

除雪方法

短時間で道路の通行を可能にするために、降り積もった雪を道路の両脇にかき分けます。

出動時間

▶深夜から午前7時まで

※積雪量が多い場合や降雪時間帯が明け方の場合
は、遅れることがあります

異常降雪時は幹線道路を優先

異常な降雪時は幹線道路を優先して除雪します。
生活道路等は日中の作業か、翌日の除雪に持ち越す場合があります。

町民の雪置き場

町指定の雪置き場を「鶴田町役場西側の河川敷」に設けていますので、ご利用ください。

※堤防工事終了後、12月 21 日(日)から利用可能予定。

【使用上の注意】

- 持ち込んだ雪は奥の方から順に置いてください。
- 雪置き場での事故やスタッフ等のトラブルは責任を負いませんので、ご了承ください。





効率的な除雪作業のためにご協力を



寄せ雪にご理解を



基本的に「除雪」とは、道路の通行を確保することを目的としており、「雪を除ける」作業です。

除雪時には道路の左右に雪が寄せられますが、これは避けられないことで、その雪は皆さんに処理をお願いしております。(雪置き場等を利用して寄せ雪が多くならないようにしています)

寄せ雪と個人の財物（車等）との接触事故を防止するために、道路境界から50cm以上離してください。また、りんごの木の枝等と除雪車の接触が近年増加しておりますので、道路に出ている枝の伐採にご協力ください。

道路に雪を出さない



道路に雪を捨てると道が凸凹状態となり、交通事故につながることがあります。

また、歩道除雪をしている地域については、歩道にも雪を捨てないでください。

路上駐車はやめましょう



路上駐車は除雪作業の妨げとなります。除雪作業がストップし、その地域の除雪を回避することになります。

地域全体に迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

屋根雪を道路へ落とさない



屋根が道路に面している家屋では、歩行者や車に雪が落ち、交通を遮断するばかりでなく、人命に関わることがありますので、早めの雪下ろしや雪止めの設置をお願いします。

雪下ろしの際は、命綱などの装備や複数人で作業してください。

除雪車には近寄らないで



除雪車は前後約10メートルが死角になります。その上、作業中は前進・後進を繰り返し、右側を走行するなど、広い作業範囲を必要としますので、除雪車の30メートル以内には絶対に近寄らないようにしてください。